

「冤罪と誤判」 前坂俊之著 田畑書店 (1982年5月刊)

(このドキュメントは 1982年5月に「田畑書店」から出版したものです。

裁判員制度が2009年5月から始まりますが、約30年前の「日本の刑事裁判の現状はどうであったのか」、「なぜ、死刑冤罪事件が多発していたのか」を当時、新聞記者として、警察、検察、裁判所を回りながら、具体的な冤罪のケースにふれながら、その問題点を考えたものです。

内容的には確かに古くなってはいますが、現在も冤罪を再生産していく構造は余り変わっていません。その点で、旧版のままで、裁判員になった皆さんの参考になればと公開いたしました。差別用語、その他で不穏当な部分もありますが、原文のままで掲載しています。)

7. 偽証罪の実態

冤罪はまき込まれた被告だけではなく、周辺にも深刻な悲劇をもたらす。被告の家族や親類は言うに及ばず、事件の関係者、偶然の目撃者さえ、とぼつちりを受ける。例えば、目撃者が自分の見たことを話す。ところが、警察の捜査方針と食い違っていた場合は「お前はウソを言っている」と逆にきびしく責めたてられる。これから一步進んで、裁判になっている場合は、検察側は自らに不利な証言に「偽証罪」という罪名を押しかぶせて、証言者を逮捕したり、起訴することがある。

戦後の冤罪事件の歴史をみると、偽証罪が脇役のように常に登場している。三鷹、青梅、八海、五番町、徳島ラジオ商、帝銀、甲山などの各事件には、本件の殺人事件とともに、周辺の目撃者や関係者が偽証罪で起訴されており、事件をいっそう複雑にしている。

検察官は「公益の代表」といわれ、起訴するかどうかの権限を与えられている。しかし「白か黒か」「有罪か無罪か」— 裁判で激しく争っている場合、有罪立証に全力をあげている検察側は、関係者の証言が検察側に不利ならば、どのような態度をとるだろうか。

真実を証言したのに、検察側が偽証罪で逮捕する。逆に、はっきりと偽証したことが認められた場合でも、不起訴にする。このように起訴権を独占した検察官が、自分たちの都合のいいように事件を処理すれば、大問題であろう。それこそ、起訴権の乱用である。

だが残念なことに、過去の冤罪事件をみると、偽証罪という名のもとに、こうした起訴権を乱用しているケースが少なからず見られるのである。冤罪の恐怖は、この偽証罪の内幕にこそ端的に集約されているといってもよい。

事件はすこし古いが、偽証罪の何たるかを典型的に示したのは、京都五番町事件である。この事件は、事実を証言した女性を検察側が「偽証罪」で逮捕、そのあとに証言通りの真犯人が自首して出て、検察側による偽証罪起訴の明白なデッチあげが証明された典型的な誤認逮捕事件である。

国会でも、重大な人権侵害だとして大問題になった。担当検事らは責任をとって辞任するなどの処分があった。公益の代表として起訴権の行使にかなったものかどうか。検察の「偽証罪」の内幕がどんなに身勝手なものか。その実態をはっきりと暴露した事件であった。

五番町事件は、一九五五年（昭 30）四月十五日夜、京都市内の通称“五番町”といわれる遊廓で起きた。五番町の名は水上勉の名作『五番町夕霧楼』で知る

人も多いだろう。K（当時二十三歳）が兄と二人で酒に酔って、S（同二〇歳）と喧嘩になった。女性が仲介に入り、喧嘩はひとまず納まった。Kら仲間四人はちがう飲み屋に入った。そこを出たところで他の四人組の少年とまたもや喧嘩になった。殴り合い、Kら四人が逃げたところを、四人組の少年たちは追いかけた。そこに再びSが現われた。Kに向かって「さっき殴ったのはお前やな」と、いきなり鋭利なナイフで二回、Kの背部など二カ所を刺して逃げた。一瞬の出来事だったので、四人組の少年はSが刺したことに気づかず、さらにKらを追った。Kは二日後に出血多量で死亡した。

以上が事件の概略である。二組の喧嘩が交互に入り組んだわけだ。警察が早トチリしたため、四人組がKを刺したものと断定、事件直後に四人の少年が暴行などで逮捕、京都地検から暴行傷害致死などで起訴された、四人の少年は自白したが、凶器のナイフは発見されなかった。

ところで、この事件には一人の目撃者があった。村松泰子さん（当時二〇歳）である。村松さんは妹と二人で、平野神社に夜桜を見に行った帰りで、現場近くの公衆便所で手を洗っていた。そこにSが現われ、村松さんを押しつける形で、血のついたナイフ、手拭などを洗ったのである。

その後、京都地裁で開かれた一九五六年（昭31）二月十六日の第六回公判で村松さんが証人として出廷。現場検証なども行った。村松さんは自分が公衆便所の中で目撃したSのことを話し、四人の少年は犯人でないと証言した。

これにたいして京都地検のM検事は、村松さんを三月一日に長野県の勤務先から呼び出して取調べた。村松さんは一日午前十時半に父親とともに出頭、真夜中までぶっ通しで取調べられ、翌二日午前二時ごろ逮捕された。「偽証罪」というのである。

逮捕状の被疑事実は、「証人として宣誓の上、証言した際、事件の夜……その男を見た事実がないのに、中折帽をかぶり、トックリのシャツの上に紺の背広を着用し、半長靴をはいた男が血のりのついた手ぬぐいを洗っていたのを目撃した旨、虚偽の証言をしたものである」となっていた。

ところが、それから約一カ月たった四月四日に、Sが凶器のナイフや犯行当時の衣服などを持って京都地検に自首した。Sは三月二十五日に、八海事件をモデルにした映画『真昼の暗黒』をみた。無罪で死刑判決を受けた被告が金網ごしに、「お母さん、まだ最高裁がある！」と絶叫する印象的なラストシーンなどに感動し、自分の罪深さを反省、自首する決心をしたのである。

Sは京都地検の取調べで真犯人と断定され、起訴された。こうして四人の少年の無実は証明されたのである。当然、村松さんの証言も事実と認められる。

それにしても、どうして、村松さんは逮捕されたか。村松さんは国会などで

こう語っている。(青木英五郎『市民のための刑事訴訟法』より)

「京都の M 検事さんから『ちょっとたずねたい事があるので、旅費は出すから来てくれ』と言われ、父にともなわれて検察庁へ行きました。検事さんは私の顔をみると『君は何しに来たか知っているだろう』と初めから言うのでした。私が『ただ呼ばれたから来たのです』といいますと、調べ室に連れて行かれました。父は時間がおそくなるから、といったん家に帰されました。

調べ室に入ると、裁判で述べた事をもう一度言ってくれ、と言われたので、その日の事を思い出して説明いたしました。私の話を聞き終わると、検事さんは『君の言っていることは全部嘘である。世間の人は君の事を笑っている。君がいくら隠しても、証拠が全部あるんだ』と言いました。私は自分の見た事に絶対間違いはない、と一生懸命に頑張りました。『君のは嘘だ』『いいえ、ちがいます』と何度か言い合った末、検事さんは机をたたいて『君は低能か』とさんざん罵られました。『頭を冷やしておけ』と言って出て行きました。

こうして同じことを二、三人の検事さんが繰り返しているうちに六時頃になってしまいました。時間は十時、十一時、十二時と過ぎていきましたが、私は『今までの話は嘘でした』とあって帰る気持にはどうしてもなれませんでした。午前一時頃、検事さんが『一言でも嘘を言ったら帰す』というので、私は家に帰りたさのあまり、『嘘とはどんな事ですか』と思わず聞いて見ました。すると、検事さんは、『例えば背広を着ていたのを着ていない、というように』と教えてくれました。私は自分の真実がこのような人達によって、こんなにも歪められるのかと考えると、激しい憤りを抑えることが出来ませんでした。

二時半ごろになって、検事さんたちが私の前に逮捕状を見せました。それを見た時、私は一瞬、胸がつまって声が出ませんでした。『検事さんたちは、こんな無茶な取調べをして、何の罪科のない者を留置所へ入れるんですか。それで気がすむんですか、その代り私は外へ出た時、検事さんは自分勝手にメモを書き、真実を言っている私を逮捕した、と大勢の人に聞いてもらいます』と言いました。

朝の八時頃になって調べられました。私は同じことを繰り返すばかりでした。ひどい仕打ちに、私の胸は憤りと口惜しさにはり裂かれる思いでした。そして、釈放になったのは、その日の夕刻、五時すぎでした。『証拠なしに入れられて。証拠を言って下さい』私は逮捕されたことが納得できずに問いただしましたが、『犯人が四人であるのに君は架空の人物を作って法廷で嘘を言ったことが証拠になっているのだ。君も四人のために苦勞しているのやし、まことに気の毒だ。今後は絶対に呼び出しはしない。このことは忘れてしまうんだな』という検事さんの言葉に、どうしても納得の行かぬまま、家に帰りました」

なぜ、M 検事は村松さんを逮捕したのか。M 検事の言い分を聞こう。

「村松さんの逮捕は表面上、僕がやったことになっているが、実は刑事部長と二人で逮捕した。村松さんを調べ終わったのは午後七時で、一部分、服装などについて偽証の疑いはあった。彼女はどこかで何かを見ただろうということは間違いないようなので、僕は逮捕できないという結論に達した。そこで次席検事に報告にいったところ、『君は無能検事だ。女一人ぐらい逮捕をようしないのか、これから逮捕しようとかかっている検察の士気を沮喪（そそう）させるだけでも責任は大きい』と説教されて、どうしても逮捕は嫌だ、この事件から手を引かせてもらおうと言うと、『とにかく村松を逮捕して、あす有能な検事に調べさせるが、もし村松が自白したら君は責任をとれ』といわれ、とうとう十一時まで頑張ったが、午前一時五十分ついに逮捕ということになった。そのときにも、こんな事件で逮捕するのかと、わざわざ部長宅まで行って、いや味をいっただくらいだ」（毎日新聞・一九五六年四月二十四日）

検察には「検察官一体」の原則がある。検事総長をトップにした検察庁のピラミッド組織の中で、検事は上からの指示、命令を仰ぎながら一体となって行動する。上命下服の組織になっており、検事総長、検事長、検事正、次席検事、検事の上下関係で指揮・監督するのである。M 検事は当然、次席検事に判断を仰いだが、「女一人逮捕できないのか」「検事の士気が沮喪する」と怒られたわけだ。ここに現われた検察の論理は、「女一人の人権」よりも「検察の士気、メンツ」を優先させるのである。

証言に真実性を認め、人権を配慮した M 検事に無能検事のレッテルがはられたことも、もともと人権尊重の精神が検察の論理と相反することを示している。これこそが、冤罪の原因なのである。

しかも、問題はこれだけではない。四人の少年の無罪が真犯人の自首によって完全に証明されたのに、村松さんの偽証罪は消えなかったのである。驚くべきことに、偽証罪は不起訴ではなく「起訴猶予」になったのである。起訴猶予とは、被疑事実があったが、微罪であり、起訴するまでの必要がないという場合の処分である。五番町事件を問題にした参議院法務委員会は、この起訴猶予という処分に各委員ともに激怒、検察に非難が集中した。

志賀義雄委員

これはきわめて重大な問題ですから。偽証ということは、犯罪があつてそれに対する証言でしょう。今度の事件は殺人事件で四人がつかまつたが、真犯人は別にいたんだ。だから、殺人ということに関しては別に四人は関係がなかった。そうすると、それに関する証言がどうして起訴猶予処分にし、犯罪があることを認めるが起訴は猶予するということになります。まことに世にも不思議なことだが……。

次席検事

結果的ではございますが、村松証人が目撃した便所と、自首犯人が立ち寄った便所とは全然異なっておるのでございます。抽象的にただ先ほどあげられているような服装の人物を見たとき村松証人は述べるのでありまして、立ち寄った便所も違っておりますし……便所で見た服装が自分の記憶に反しておるという事実を偽証しておるというふうに観察したのでございます。(一九五六年五月七日)

人間の記憶には間違いはつきものだ。村松さんも公衆便所のあった場所を錯覚しており、現場とは違った公衆便所を証言した。しかし、証言者のわずかな記憶の間違いを偽証罪で起訴できるだろうか。証言の大筋は、真犯人の出現によって事実であることが確認されたのである。次席検事の主張は根拠のない弁解である。不起訴とするのはもちろん、村松さんに謝罪し、責任さえとるべき検察が、恩着せがましく起訴猶予処分などというのも、市民の権利にたいする官僚的な不感症といわねばならない。

八海事件では、この偽証罪がさらに大々的に利用された。阿藤周平さんら四人が冤罪を争ったが、阿藤さんらの死刑が第一次最高裁で差戻しになったあと、検察側は補充捜査という名目のアリバイくずしを強引に行った。

一九五一年（昭 26）二月二十四日の事件発生以来、約七年後のことである。関係者の記憶もすでに薄れかけている。そこに目をつけ、偽証罪を突きつけて、それまで阿藤さんらに有利な証言をしていた関係者を責めた。証言のくい違いを執拗に追及して、偽証罪で四人を逮捕、それまでのアリバイ証言を一挙に変更させたのである。

このとき偽証罪で起訴された一人、木下六子さんは、冤罪に巻き込まれた悲劇を一身に背負っている。六子さんは阿藤さんの内線の妻で、裁判では最初から一貫して、犯行当夜は阿藤さんと一緒にいた、とアリバイを主張していた。

ところが、一九五八年（昭 33）十一月十日、六子さんは山口地検に偽証罪で逮捕され、二十三日間も身柄を拘留された。そして六子さんは、「阿藤は犯行当日深夜に帰ってきて、ズボンと浴衣の洗たくをした」と、証言を一八〇度変えたのである。

六子さんはなぜ証言を変えたのか。それを知るためには、六子さんの当時の生活ぶりを知らねばならない。

六子さんはすでに三人目の男性との間に子供までできていた。この男性と一緒にいるまでは、阿藤さんの無実を信じて、獄中に何度も愛情いっぱいの手紙を出していた。ところが、獄中の阿藤さんには、文通によって新しい女性が出てきたのだ。阿藤さんへの六子さんの最後の手紙は次のようになっている。

「別に昔にかえって、こんな女を愛してくれとっているのではない事だけは、よくよくと存じて居て下さい。いままで、何故貴方と馬鹿なみれんがましい便りをしたかと思ひ、なさない。もうきっぱりあきらめます。淋しい思い浮んで来たなれば、酒を呑んでたのしみます。これが最後の便りになるかも知れません。(中略)ではくれぐれも身体に気をつけてね。

阿藤様

馬鹿より」

阿藤さんから別れの手紙をもらった六子さんの絶望的な様子がこの文面にはにじみ出ているであろう。ただ六子さんが最後まで阿藤さんの無実を信じていたこともうかがえる。

阿藤さんの独房から新しい女性との手紙を押収し、六子さんが捨てられたことを手紙の内容から知った検察側は、これを利用して六子さんに証言を一八〇度変えさせたのである。

当時の六子さんの夫は、法廷で阿藤さんのために証言することを喜ばなかった。そのたびに家庭争議が起きた。裁判が彼女について回ったのである。人間の弱さを検察はとことん知り抜いている。裁判所だけならまだしも、警察の呼び出しが何度もあった。さらには他家に嫁いだ姉、入院中の兄、二度目の夫まで取調べられた。二日ほど泣きあかしたあと、彼女は証言を変えたのである。家で待っている夫、乳呑み子のことも脳裏から離れなかったのであろう。

六子さんは検察のいう通り認めた、検察は六子さんを形式的に「偽証罪」で起訴、自ら執行猶予つきの軽い刑を求刑、スピード審理で六子さんは有罪判決を受けた。他の偽証罪の者も同じである。

彼女は法廷で「私から話したいんですけど、二度とお呼びにならないようお願いしたいんです。こうして出て来ることは死ぬる思いで来ました」と、裁判長に訴えた。証人として裁判があるたびに何度でも呼び出される。事実を証言しているのに、検察側は執拗に証言の変更を求め、さらには偽証罪で逮捕する。あっさり認めれば執行猶予の軽い刑ですませると約束する。六子さんはそんな検察側の強引な捜査に屈した。が、内心は阿藤さんらの無実を信じていたことは、八海事件が三度目の最高裁で無罪になったあと（一九六九年〔昭44〕一月）、被告の一人、松崎孝義さんが会って、本心を聞いてわかった。

松崎 おかげでやっとなり無罪になった。私らもほっとしたけど、ムッチャン安心したろ、これでね。

六子 それで忘れた頃やられたでしょ。二年位たった頃にポクとやりりようたから（逮捕されたこと）よけいせんなかったけー。もうここで無罪ちゆうのを聞いて、すぐ親元へ電話をかけたんよ。

“無罪だったんよ、お母さん” “わしもテレビ見る見る泣いたんじゃ。よかったの、よかったの。胸につかえていたものがおりた。周平さんにすまんすまんと思ちよった、“これでいつ死んでもええ” ちゅうようなこといね。

兄らも私にモノ言わだったけどね、私の兄でも “判決よかったの” — 兄も兄妹じゃけ言うて呉れるで — と思っちょるんですいね。本当待ったよ。わしやあれが解決つくのをね。口へは出されんからね。ほかの人が証人にでたじゃ、なんじゃいうても、私が一番せんないね。それも私がコウ言ったの一つも信用にとりあげてもらえんのじゃからね。 “いえ、いえ” いうて、それをねにもってしゃべられるじゃけんね……。はあもうこらえきれんようになるわけね。血はき出してしまいうようになる。

八海事件では四人の偽証罪の有罪が確定している。ところが、本件の阿藤さんらの強盗殺人事件は無罪という、矛盾だらけの裁判になっている。

検察官の起訴独占主義。これは、起訴を必要としないときは不起訴にしてもよいという、起訴便宜主義と一体となっている。「公益の代表者」として、検察官が公平に適用すれば問題はない。しかし、軽微な者や無実の者を起訴したり、逆に重大な事件を不起訴にして取り上げないという起訴権の乱用であれば、裁判の公正を歪めることになる。残念ながら、冤罪事件の歴史は、この起訴権の乱用、弊害の歴史なのである。

偽証罪の適用は一般市民にたいしてだけではない。警察官でも検察に不利益な証言をした者は同じ目にあっている。二俣事件の山崎兵八巡査の偽証事件を例にあげよう。

二俣事件は一九五〇年（昭 25）一月六日の静岡県二俣町での一家四人殺したが、この事件ではすさまじい拷問が須藤満雄被告に加えられた。刑事が二人一組になって一時間交代で殴る、蹴る、倒す、はては熱い火鉢にこめかみを押しあてるという残酷なものであった。担当の刑事は「タコみたいな奴だ。こっちに引っぱればグニャリ、あっちに引っぱればグニャリ、まるでタコだ」と自慢そうに刑事室で話していたという。痛めつけられて、全身の力が抜けてしまったほどだから、そのすさまじさがうかがえる。

二俣事件は当時の国警静岡県本部の必死の捜査にもかかわらず、捜査は難航した。四十日がたち、迷宮入りかと思われた時、その後 “拷問王” として有名になる捜査主任の紅林麻雄警部補が捜査員を集めて、こう話した。「諸君らがこいつは怪しいと思う者の名前をあげてほしい。怪しい者がいなければ捜査本部

は今夜で解散する」

この時、須藤さんの名前が出た。須藤さんのアリバイを一人が証言したが、担当した山崎巡査の調べではアリバイがなかったので、「やはり須藤がくさい」ということになった。捜査の目は山崎巡査の示唆で須藤さんに絞られたのである。ところがその後、山崎巡査がもう一度そのアリバイをチェックしてみると、アリバイは確かに存在したのである。

山崎巡査は紅林主任に須藤さんのアリバイを報告した。が、紅林主任は、捜査会議で「永年の第六感では犯人に間違いない」と宣言、あとは拷問によって自白を引き出す取調べが続いたのである。

自分の一言で須藤さんを犯人にしてしまった、と山崎巡査は後悔した。なんとか救済の方法はないかと手を尽くした。弁護士に須藤さんは冤罪だと訴えた。そうしてあせっているうちに、検事が死刑を求刑した。もう一刻の猶予もできない、死刑判決のおそれもある。「自分が須藤さんの冤罪を出るところに出て、きちんと訴えないとは死刑になってしまう」

山崎巡査は決意して、読売新聞に内部告発の手紙を出した。読売新聞は写真と談話入りで、大々的に判決予定の前日に掲載した。判決日は延期され、警察内部も引っくり返るような騒ぎになった。

それまで山崎巡査の声を無視していた主任や署長や検事は、山崎巡査をいつそ目の仇にした。山崎巡査は証人として法廷に立った。

問 須藤を引く前に須藤以外に容疑者として調べた人はあるか。

答 何十人も調べました。

問 それらの人に対する取調べが行われた場所はどこか。

答 刑事室と現在宿直室になっている部屋で、その他になかなかいわない者については、裏の土蔵の畳を敷いて道場にしてあるところで調べました。その土蔵で取調べを行うについては、物音が外に聞えないようにしたのです。

問 須藤はどこで調べられたか。

答 最初は宿直室で調べ、拘留状を得てからは土蔵で調べました。夜間も調べるとのことで電灯を引いたのです。

問 土蔵で調べた訳は何か。

答 その前に朝鮮人を道場で取調べたが、ひいひいいう声が道場の裏手を通る人に聞えて具合が悪かったとのことでした。ところが土蔵で調べた噂には何も外へは物音が聞えなくてよかったとのことでした。そのため拷問をするといい調べについては、土蔵で取調べを行うようになったのです。

捜査会議を開き、その席上、紅林主任は、犯人には間違いないが、しかしそうかといって、なかなか正直にいう人間ではなく、白状するようなこともないから相当やらなければならない。それについては、後日間違いがあっても諸君には迷惑はかけないからとの言明を県へ行って捜査課長から得ているから徹底的にやれ、といいました。そして、その時の言葉としては相当なやきを入れなければならないとのことで、それは拷問を意味していると思います。取調べは土蔵において行われたのです。

取調べた刑事が、はっきりと拷問があったと認めたのである。戦後の冤罪の歴史のなかでも、現職警察官がこのような勇氣ある内部告発をした例は皆無である。山崎巡査の勇氣ある行動は市民に大きな感動を与えたが、警察内部では、この異端分子に徹底した迫害が加えられた。

署長は山崎巡査に辞職願を書くように強要、拒否すると勤務停止処分にした。法廷に立った署長は、「山崎巡査は、事件当日現場にも行っていないし、性格も変質的。今度も捜査に従わず、途中で代えた」と証言した。

その年十二月二十七日、静岡地裁浜松支部は須藤さんに死刑判決を下した。山崎巡査の職を鄭って証言も信用できないというのである。

そしてこの日、山崎巡査は偽証罪で逮捕された。さらに精神異常の疑いもあるとして、名古屋大学医学部の乾憲男教授の精神鑑定を受けることになったのである。自分たちに都合の悪い証言は偽証罪で攻撃する、身内の警察官でも偽証罪で口を封じ、あげくのはては精神に異常があるとして、その信用性を失墜させる。二俣事件の本質はここにあらわれている。

山崎巡査は精神鑑定の質問にたいして、次のように答えている。

問 どうしてここ（名古屋拘置所）に収容されるようになったか。

答 精神鑑定のために移管された。

問 どうして逮捕されるようになったか。

答 私が被告の側にたって証言し、そのために検察側が不利となり、面目がつぶれるため、私の証言を無効にしようとして偽証罪で訴えられたと思う。自分はどこまでも事実をのべただけであったのに、無実のものを一方的にこういうところに監禁して、しかも精神鑑定という名目の下に長期にわたって拘禁しておかれることを考えると、頭が狂いそうになってくるが、もしそうなれば検察側の思うつぼにはまってしまうので、つとめて冷静にしている。自分は決してウソは言ったおぼえはないし、頭も狂ってはいない。どこまでも正常である。

乾教授は約六十日間にわたって山崎巡査の精神鑑定を行い、翌年三月五日に結論を出した。「山崎巡査が証言を行った当時の精神状態には異常があり、それは彼が偏執病にかかっていたため、偏執病の妄想にもとづくものである。現在の被告の精神状態も心神耗弱の高度なものに該当する」

山崎巡査は偏執病の妄想によって、ウソの拷問を証言したというのである。

この精神鑑定によって山崎巡査は釈放され、偽証罪は不起訴となった。山崎巡査は二俣署に帰ると辞表を書かされ、自動車の免許証も公安委員会から精神異常を理由に取り消された。真実を告発した山崎巡査は、こうして七年間勤めた警察の職場を追われ、狂人のレッテルを張られた。

事件から八年後、一九五七年（昭 32）十二月二十六日、東京高裁で須藤さんの無罪が確定した。死刑の判決を受けた須藤さんは冤罪を晴らしたが、そのために苦闘した山崎元巡査は何も救済されなかった。「山崎元巡査こそ、警察、検察、裁判所、大学などが一体となった冤罪の犠牲者といえるであろう。

山崎元巡査はどうしているのか。現在、静岡県のある田舎で、牛乳配達や新聞配達をしてひっそりと暮らしている。

「真実を発表しなければ死ぬまで悔いが残るんですよ。生活のために押さえてしまったらね。裁判は裁判を受けた者がいちばんよく知っております。裁判官も検事も警察官も一度、被告の座に座ってみないと、裁判の本当の痛みがわからないんです」

と山崎元巡査は語っている。冤罪をなくすのは容易なことではない。

以上、冤罪事件や再審事件を通じて偽証の問題を考えた。これらのケースは、いずれも事実を述べ、それが検察に不利な証言であると偽証罪を適用された。ところが、これらとはまったく反対のケースを紹介しておこう。取扱いがこうも違うということを知るためである。

一九五二年（昭 27）五月一日に皇居前広場でメーデー事件が起きた。労働者、警察に千人を超える重軽傷者を出した。都職労の一人が警官隊のピストルで背中から心臓を撃ち抜かれて即死、法政大学生も警棒で殴られて死亡した。騒擾罪として二六二人が起訴され、この裁判でピストルの発射が問題になった。特に警視庁第七方面第三中隊では五人がピストルを発射したが、うち四人の発砲は不法なものとわかった。生命の危険にかかわる緊迫したケースでもないのに発砲していたのである。渡辺政雄隊長は「一人の巡査を助けるために、やむを得ずピストルを撃った」旨の報告書を、この四人の巡査に書かせていた。

一九五七年（昭 32）七月、八月の二回、証人に立った渡辺警視はこう証言した。

「五人のものがピストルを撃ったが、それは一人の警官がデモ隊に暴行され、殺されそうになったので、その巡査を助けるためだ。これらの警官はいずれも地面や足もとを狙って撃ったので、危害は加えていない。私は五人の警官に別個に会って、そういう報告を聞いた」

ところが、四人の巡査は公判であっさりとウソを認めてしまった。渡辺警視も弁護団からきびしく追及されて、「部下の発砲が不法なものであるらしいとわかったので、ウソの報告書を部下に書かせた」と認めた。法廷で自ら偽証したことを認めたのである。これほど明白な偽証はあるまい。弁護団は渡辺警視を偽証罪で告発、裁判長も公正な裁判のために厳正な処分を検察側に要求した。

その結果はどうだったであろうか。渡辺警視は逮捕もされず、不起訴処分になったのである。

一九六〇年（昭 35）一月十一日、浜口裁判長はこの不起訴処分について特に見解を発表した。

「渡辺証人は長年警察官として重要な職務にあり、法廷における宣誓や偽証の重大性は十分知っていたはずだ。裁判官は真実発見のため数カ月にわたり審理期間をさいて検察側の意をつくした処分を待っていたが、結果は不起訴処分であった。これでは偽証してもかまわないという考えを持つ者が今後も出るおそれがある。法廷における真実発見の道に新たな困難が一つ加わったといえる」

仲間の偽証には、それが明白になった場合でも目をつむる。起訴便宜主義の乱用をこれほどはっきり示したケースはまれである。このような態度が検察として失格なのはいうまでもない。国民は公平な起訴、厳正な起訴権の行使を望んでいる。

これまで参考にしたケースはいずれも、昭和三十年代までの古い事件である。しかし、現在はこんな偽証の乱用はなくなったのであろうか。そうではない。

一九七四年（昭 49）に兵庫県西宮市で起きた甲山学園事件は、八海事件と同じく、偽証罪で三人が逮捕され、このうち二人が起訴されている。ここでも、アリバイくずしのために偽証罪が持ち出された。甲山学園事件は、同年三月十九日に西宮市内の精神薄弱児施設「甲山学園」で、園児二人が行方不明になり、園内の浄化槽の中から死体となって見つかった事件である。

浄化槽の鉄の蓋は重さ三キロもあり、園児はもちろん動かせず、何者かが園児二人を投げ込んだ殺人事件とみて、兵庫県警捜査一課は西宮署に捜査本部を置いた。四月七日、同学園の山田（旧姓・沢崎）悦子保母が殺人容疑で逮捕されたが、四月二十八日、神戸地検尼崎支部は山田保母を処分保留で釈放、七五年九月二十三日、証拠不十分で不起訴にした。

ところが約二年半後の七八年三月二十七日、神戸地検は一転して山田保母を殺人容疑で再逮捕したのである。同時に、山田保母が警察を相手に起こしてい

た国家賠償訴訟でウソの証言をしたとして、元園長ら二人が逮捕された。そして三人とも否認のまま起訴へ。二度、不起訴になった者が再び逮捕、起訴されたケースは戦後の数多い裁判の中でも前代未聞だが、山田保母への容疑は園児五人の目撃証言が新たに出てきたからというのである。事件当初に警察の念入りな捜査にもかかわらず、まったく出てこなかった証言が、四年もたってから証拠能力も疑問な施設の園児によっていっせいに飛び出してくるという、疑惑に包まれた事件である。

偽証罪で逮捕された三人のうち、一人は神戸地裁で「偽証の容疑はない」として拘置請求が却下され、釈放された。検察側の黒星になり、偽証罪の一角がくずれたのである。甲山学園事件は現在進行中の冤罪事件である。これまでとりあげてきた冤罪事件のパターンとほとんど同じであり、物証がほとんどない。無理矢理、偽証罪で証言をねじ曲げようとしたが否認されて失敗。さらに強引に起訴したという、八海事件に匹敵するひどいケースである。

補充捜査、起訴後の捜査による偽証罪適用は、よほど注意してかからねばならない。作家の広津和郎氏は偽証罪について書いている。「第一審以来一貫して同じことを述べている証人を、検察側の意見と違うからといって、公判進行中に偽証容疑で逮捕して、世の中から隔離された密室につれて行って、その証言を変えさせることができる法律があつたら、それは国民にとって恐怖である。国民の常識としては実に納得がいかない」（「八海事件について」）

(つづく) < 禁転載 > ©